



旬報 ゆうすい

人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち

目次	担当	ページ
介護人材確保ポイント事業の参加者募集	長寿福祉課	1
高齢者地域支え合いグループポイント事業のグループ募集	長寿福祉課	2
竹中池公園プール開園における会計年度任用職員の募集	商工観光 PR 課	2
危険物取扱者保安講習会	総務課	3-4
公営住宅等の入居者募集	総務課	4
特設人権相談所の開設	住民税務課	4
会計年度任用職員の募集	住民税務課	5
パソコン教室（初級・ステップアップ講座）受講者募集	生涯学習課	5
町道四ツ枝永山線の通行規制	建設課	6
令和7年度「男女共同参画基礎講座」の受講者募集	企画財政課	6
戸籍に氏名の振り仮名が記載について	住民税務課	7
交番・駐在所だより	総務課	8-10

介護人材確保ポイント事業の参加者募集（長寿福祉課）

介護人材確保ポイント事業の参加者を募集します。

この事業は、今年度から開始するもので、社会福祉協議会が実施している「湧水わくわくサービス」の協力会員（サービスを提供する方）を対象に事業を実施し、「湧水わくわくサービス」での事業実績を基に算出したポイントを付与するものです。

対象活動は、30分で1ポイントが付与され、1日2ポイントが上限です。

なお、1ポイント167円として計算し、蓄積ポイントは、段階に応じて500円の商品券と交換します。1人年間5,000円が上限となります。

【対象者】 湧水わくわくサービス 協力会員

【対象活動】 ゴミ出し、買い物支援、掃除、他

【申込先】 湧水町社会福祉協議会までお申込みください。

【問合せ先】 湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200
栗野庁舎 長寿福祉課 介護保険係 ☎74-3111（内線 2111）

今月は

固定資産税

1期分

国民健康保険税

1期分

の納入月ですので、

納入をよろしくお願ひします。

納期限 6月 2日（月）

高齢者地域支え合いグループポイント事業のグループ募集

（長寿福祉課）

高齢者地域支え合いグループポイント事業（旧高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業）のグループを募集します。

この事業は、近所の助け合いやボランティア活動等の地域の相互活動を促進することで、高齢化社会に対応する地域づくり等を推進することを目的としています。

事業内容は、65歳以上の方を含むグループが、対象となる活動1回（60分以上の活動）行った場合に1ポイントが付与されます。ポイントは、1ポイントを1,000円分の商品券と交換することができます。1グループあたり年間6万円が上限となります。

実績報告は、半年ごとに年2回報告してもらいます。令和6年度は16グループが活動されています。

【対象グループ】 次の全てに該当するグループ

- ① 湧水町に住所を有する者で構成されたグループであり、活動に対して他の制度の補助を受けていないこと。
- ② 3名以上の構成員を有してその半数以上を高齢者（65歳以上）で占めること。
- ③ 代表者を定めて継続的に活動をしていること。

【対象互助活動】 ① 高齢者を支援する活動（例 サロン活動等）

② 地域活性化の活動

※グループが主体となって企画・運営、準備する活動に限ります。

【申込方法】 長寿福祉課（栗野庁舎・吉松庁舎）に備えて付けてある登録申請書等に、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

【問合せ先】 栗野庁舎 長寿福祉課 介護保険係 ☎74-3111（内線2111）

竹中池公園プール開園における会計年度任用職員の募集

（商工観光PR課）

竹中池公園プール開園における、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

【職 種】 竹中池公園プール監視員

【募集定員】 高校生、大学生及び一般：9名程度
（高校生は、学校長の許可が必要になります。）

【雇用期間】 7月19日（土）～8月31日（日）

【勤務内容】 勤 務 日：月曜日～日曜日（交代制勤務となります。）

勤務時間：平 日 11：45～16：15（4.5時間）

土日お盆 9：45～16：15（6.5時間）

勤務内容：受付事務，遊泳者の監視及び指導，プール内外の清掃など

勤 務 地：竹中池公園プール

【賃 金】 時 給：1,127円～

【賃金支払日】 原則翌月7日支払（前月末締切り 7日が休日の場合はその前後で支払い）

【保険制度】 なし

【募集資格】 町内在住の高校生，大学生，一般の方で，健康で体力に自信のある方

【申込期限】 6月20日（金）

【申込方法】 栗野庁舎 商工観光PR課に準備してある会計年度任用職員採用登録申請書及び履歴書に必要事項を記入のうえ，お申込みください。

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 商工観光PR課 ☎74-3111（内線2283）

危険物取扱者保安講習会

(総務課)

令和7年度危険物取扱者に対する危険物取扱作業の保安に関する講習が、次のとおり実施されます。

【受講対象者】

危険物取扱者免状を所持し、現に危険物取扱作業に従事しており、次に該当する方は、保安講習の受講が義務づけられています。

- ① 継続して危険物取扱作業に従事している方（前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内）
- ② 新たに又は再び従事する方は、従事することとなった日から1年以内。ただし、次の③に該当する方は、③による。
- ③ 新たに又は再び従事する方で、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている方は免状の交付又は受講した日以後における最初の4月1日から3年以内

【講習種別】

- ① 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
- ② 石油コンビナート関係者以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

【講習日時】 7月25日（金） 受付 9：00～ 9：30
講習 9：30～12：30

【講習実施場所】 伊佐市 伊佐市文化会館 小ホール

【受講手数料】

危険物保安講習受講申請書の受講手数料貼付欄に、5,300円分の鹿児島県収入証紙を貼り付けてください。※収入印紙ではありません

【受付期間】 鹿児島県危険物安全協会へ、持参又は封書にて郵送してください。
6月2日（月）～6月13日（金）
※郵送の場合、最終日の消印があるものまで有効
※伊佐湧水危険物安全協会では、受付できません。

【受講申請書提出先】 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5番19号 鹿児島県石油会館3階
一般社団法人鹿児島県危険物安全協会 ※土・日を除く

《オンライン講習》

【講習期間】 第1回受講期間 8月 4日（月）～ 9月 3日（水）
第2回受講期間 11月27日（木）～12月26日（金）

【Eメールによる事前確認が必要】

オンライン保安講習受講申請書を提出前に、受講者名及び連絡先等を鹿児島県危険物安全協会宛にEメールにて送信（kaken-koshu@herb.ocn.ne.jp）いただき、鹿児島県危険物安全協会からの申請が可能か否かの返信メールを確認してください。

【受講事前確認期間】 第1回 6月20日（金）～ 6月30日（月）※メールにて送信
第2回 10月17日（金）～10月27日（月）※メールにて送信

【受講手数料】

オンライン受講申請書の受講手数料貼付欄に、5,300円分の鹿児島県収入証紙を貼り付けてください。※収入印紙ではありません

【提出先】 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5番19号 鹿児島県石油会館3階
一般社団法人鹿児島県危険物安全協会 ※土・日を除く

【受付期間】 第1回 7月 2日（水）～ 7月11日（金）
 第2回 10月29日（水）～11月 7日（金）
 ※郵送の場合、11月7日消印のものまでが有効

【講習案内・受講申請書の設置場所】

- ・一般社団法人鹿児島県危険物安全協会
- ・伊佐湧水消防組合消防本部 予防課危険物係 （南消防署・菱刈分遣所・吉松分遣所）

【注意事項】

危険物取扱者免状は、交付日又は写真書換日から10年以内ごとに写真の書換が必要です。書換期限が過ぎていると、原則受講日までに書換を済ませなければなりません。早めの書換手続きをお願いします。

【問合せ先】 伊佐湧水危険物安全協会 ☎0995-22-0122

公営住宅等の入居者募集

（総務課）

公営住宅等の入居者を次のとおり募集します。希望される方はお申込みください。
 ○定期募集住宅（応募者が複数の場合は、湧水町住宅管理条例に基づき決定します。）

■栗野地域 2戸 ■吉松地域 1戸 RC：鉄筋コンクリート造 W：木造

住宅名	所在地	建築年度	構造	部屋番号	家賃	種別	世帯・単身
丸池タウン 栗棟	木場 89 番地 1	S63	RC	201 号	17,900 円～ 39,400 円	公営	世帯
神田団地 A 棟	川西 582 番地 11	H12	RC	201 号	40,000 円	特公	世帯
新替団地 2 号棟	北方 480 番地 1	H7	RC	301 号	39,000 円	特公	世帯

【敷 金】 家賃の3ヶ月分

【入居条件】 次の条件を満たしており、住宅管理規則を遵守できること。

- ① 現に住宅に困窮していること。
- ② 町税・県税等を完納していること。
- ③ 入居者の年間所得合計が、入居基準内にあること。
- ④ 自治会に加入すること。

【申込締切】 6月6日（金）

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 総務課 住宅係 ☎74-3111（内線 2217・2222）

特設人権相談所の開設

（住民税務課）

特設人権相談所が次のとおり開設されます。

相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にお越しください。

【日 時】 6月2日（月） 10：00～15：00

【場 所】 湧水町栗野中央公民館

【相談員】 湧水町人権擁護委員

【内 容】 家庭内のもめごと、隣近所とのトラブル、いじめや差別など

【問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 ☎74-3111（内線 2152）

会計年度任用職員の募集

(住民税務課)

次のとおり会計年度任用職員（事務補助員）を募集します。

- 【任用期間】 契約日（6月1日予定）～11月30日
- 【募集人員】 1名
- 【勤務内容】 勤務日 月曜日～金曜日（祝日を除く）
勤務時間 9：00～17：00
業務内容 定額減税不足給付金等給付業務に係る事務補助等
（簡単なパソコン入力作業あり）
勤務地 栗野庁舎内
- 【報酬】 日額 7,892円
- 【申込方法】 栗野庁舎 住民税務課又は吉松庁舎 地域総務課に備え付けの会計年度任用職員採用登録申請書（指定様式）及び履歴書等に必要事項を記入のうえ、お申込みください。
- 【申込期限】 5月26日（月） 17：15
- 【申込先】 栗野庁舎 住民税務課
- 【面接】 後日、日程等について担当より本人に連絡します。
- 【問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 ☎74-3111（内線2141）

パソコン教室(初級・ステップアップ講座)受講者募集 (生涯学習課)

パソコン教室（初級・ステップアップ講座）を開設しますので、受講を希望される方は栗野中央公民館へお申し込みください。

- 【講座内容】 ワード・エクセルの基礎、文章入力、簡単な計算入力など初心者向けの講座です。
- 【開設コース】 初級コース5回受講・ステップアップコース2回受講

開催場所	コース名	開催日	開催時間
栗野中央公民館	初級コース（昼）	6月28日（土）7月5日（土） 7月12日（土）7月19日（土） 7月26日（土）	14：30 ～ 17：30
	初級コース（夜）	6月28日（土）7月5日（土） 7月12日（土）7月19日（土） 7月26日（土）	18：00 ～ 21：00
	ステップアップ コース（昼）	9月6日（土） 9月13日（土）	14：30 ～ 17：30

- 【募集定員】 町内に居住する成人で、定員は各コース10名。ただし、申込多数の場合は、先着順とします。（パソコンの持込も可能です。）
- 【受講料】 無料（ただし、教材費500円は受講者負担となります。）
- 【申込期限】 6月6日（金）
- 【申込方法】 栗野中央公民館へ直接、またはお電話でお申込みください。
- 【問合せ先】 栗野中央公民館 ☎74-4313

次回 旬報発行日 **6月3日(火)**

町道四ツ枝永山線の通行規制

（建設課）

舗装工事に伴い、次のとおり通行規制を行います。期間中は全面通行止めとなりますので、迂回路看板等に従い通行してください。大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 【路線名】 町道四ツ枝永山線
 【規制場所】 二反田踏切より下川西方向へ180m付近
 【規制内容】 全面通行止め（終日）
 【規制期間】 5月15日（木）～6月30日（月）までのうち10日間
 【問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎75-2111（内線3107）
 ヨシムラ㈱ ☎75-2317

令和7年度「男女共同参画基礎講座」の受講者募集

（企画財政課）

鹿児島県男女共同参画センターでは、令和7年度「男女共同参画基礎講座」の受講者を募集しています。全4回の講座から、男女共同参画の基礎知識や、身近なところで男女共同参画の理解を広めるための手法を学ぶことができます。

受講を希望される方は、次の事項をご確認のうえ、お申込みください。

【男女共同参画基礎講座 全4回】

- （1回目）6月 7日（土） 13：15～16：45
 ・データで読み取る鹿児島県男女共同参画の現状と課題
 ・「知る」～男女共同参画社会の基本的な考え方 No.1
 （2回目）6月21日（土） 13：15～16：45
 ・「知る」～男女共同参画社会の基本的な考え方 No.2
 （3回目）6月28日（土） 13：15～16：45
 ・「気づく」～ジェンダーを「自分事」に寄せて実感的に理解するために
 ～気づきの窓をひらくワークショップ～
 （4回目）7月 5日（土） 13：15～16：45
 ・「知る」～男女共同参画社会の基本的な考え方 No.3～
 ・「動く」～地域で身近に男女共同参画・ジェンダー平等を進めるために

【会場】 カクイックス交流センター

【受講方法】 会場での受講または湧水町役場でのオンライン聴講（ZOOM使用）を選ぶことができます。

【参加費】 無料 ※会場では託児があります。

【受講資格】 原則として毎回、受講できる方

【定員】 かごしま県民交流センター 先着順80名（オンライン聴講除く）
 湧水町役場 リモート会議室 先着順5名

【申込締切】 5月30日（金）

※託児希望の方は5月27日（火）まで

【申込・問合せ先】 鹿児島県男女共同参画センター ☎099-221-6603

マイナンバーカードを利用したコンビニ各種証明書交付サービスの休止

休止日	休止時間	休止サービス	理由
令和7年5月21日（水）	終日	すべての交付サービス	氏名の振り仮名法制化対応に伴う作業のため

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和 5 年 6 月 2 日、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の一部改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」といいます。）が成立し、同月 9 日に公布されました。これまで、氏名の振り仮名は戸籍に記載されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が始まります。
※改正法は、令和 7 年 5 月 26 日に施行されます。

【戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れ】

1 戸籍に記載される予定の振り仮名の通知（令和 7 年 5 月 26 日以降順次）

本籍地の市区町村から、住民票の情報を参考にして作成された「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が郵送されます。届きましたら必ず確認をお願いします。
通知書は戸籍単位で郵送し、同じ戸籍内で同じ住所の方は 1 通につき 4 名まで記載され、異なる住所の方は住所地ごとに郵送されます。また、届く時期は、本籍地の市区町村によって異なりますので、ご注意ください。

なお、湧水町に本籍のある方については、7 月下旬頃の発送を予定しています。

2 氏名の振り仮名の届出（令和 7 年 5 月 26 日～令和 8 年 5 月 25 日）

●通知書に記載された氏名の振り仮名が正しい場合

➡ 原則、届出不要です。ただし、振り仮名の公証が必要で、戸籍への早急な記載を求める場合は、届出が必要になります。（届け出なかった場合は、令和 8 年 5 月 26 日以降、順次、通知した振り仮名が戸籍に記載されます。）

●通知書に記載された氏や名の振り仮名が、現に使用している読み方と異なる場合

➡ その氏・名の振り仮名の届出が必要です。改正法の施行日から 1 年以内（令和 7 年 5 月 26 日から令和 8 年 5 月 25 日まで）に役場窓口やマイナポータルなどから届出をお願いします。

改正法の施行日（令和 7 年 5 月 26 日）以降に出生届や帰化届などにより初めて戸籍に記載される方や、婚姻届けや転籍届などにより新たに戸籍を作られる方（既に振り仮名が記載されている方は除く）は、その届出時に併せて氏名の振り仮名を届け出ることが可能です。



3 市区町村長による氏名の振り仮名の記載（令和 8 年 5 月 26 日以降）

改正法の施行日から 1 年以内（令和 7 年 5 月 26 日から令和 8 年 5 月 25 日まで）に届出が無かった場合、通知した氏・名が戸籍に記載されます。この場合、以後 1 回に限り振り仮名の変更の届出ができます。なお、既に届出をされた方で、氏・名の振り仮名の変更をしたい場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

【詐欺にご注意ください】

戸籍の届出にあたって、法務省や市区町村役場に金銭などを支払うよう要求することはありません。

※振り仮名の届出に手数料はかかりません。

※届出をしなくても罰則はありません。

制度の詳細については
こちら ↓



【問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 TEL: 74-3111 (内線 2152)

交番・駐在所だより 令和7年5月号

生活経済事犯被害の未然防止

～ひとりで悩まず、早めの相談を！！～

時代の変化や災害時等に便乗したヤミ金融事犯や悪質商法事犯の被害に関する相談が多く寄せられています。

被害に遭わないために、次の点に注意しましょう。

★ヤミ金融事犯に対する被害防止対策

- 1 携帯電話による融資勧誘や街中に貼られている広告ビラ等を見て、安易に融資を申し込まないようにしましょう。
- 2 金融業者からお金を借りる場合は、登録業者であることや正規の貸し付け条件であることをよく確認しましょう。
- 3 業者から一方的にお金を口座に振り込まれる「押し貸し」に対しては、業者からの取立てには応じず、警察や消費生活センター等の機関に相談しましょう。

★悪質商法事犯に対する被害防止対策

- 1 必要のない商品や工事等は、はっきりと断りましょう。
- 2 慌てて契約をせず、まず家族や知人等に相談しましょう。
- 3 契約をするときは、クーリング・オフ事項があるかなど、よく内容を確認しましょう。

※ もし困った場合は

消費生活センター（☎188（いやや））

市町村の消費者相談窓口

鹿児島県警察本部安全相談センター

（☎＃9110）又は 伊佐湧水警察署、各交番

・駐在所等へ相談をしましょう！



【栗野交番に新しい勤務員が仲間入りしました！】

令和7年度がスタートし、約1か月が過ぎました。

丸池湧水公園や轟地区の桜の花等も咲き誇る中、栗野交番に新しい勤務員が2名が着任しました。

- ① 久木山（くきやま）警部補
（種子島警察署から）
- ② 東（ひがし）巡查長
（針持駐在所（伊佐市）から）

今後も栗野交番・吉松駐在所一丸となって、湧水町の安全・安心のために尽力していきますので、警察活動へのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

広報

ゆうすい

栗野交番

吉松駐在所

0995-22-0110

※鹿児島県警察では、交番・駐在所で使用していた電話番号が廃止になりました。

お問い合わせの際は警察署へお願いします。

令和7年4月中
湧水町内
事故・事件・状況

◆交通事故

栗野交番管内

物損	8	件
人身	1	件

吉松駐在所管内

物損	2	件
人身	0	件

◆刑事事件

栗野交番管内 1件

吉松駐在所管内 1件



「自転車安全利用五則」を守りましょう！

《 自転車安全利用五則 》

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



令和5年4月1日から、道路
交通法の改正により、全ての自
転車利用者のヘルメット着用が
努力義務化となりました。

事故や転倒した際、頭部への
被害軽減のため、必ずヘルメッ
トを着用しましょう！

《自転車の交通違反の罰則強化について》

令和6年11月道路交通法が改正され、自転車が交通違反をした場合の罰則が強化されました。

酒気帯び運転の禁止

- 酒酔い運転：5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転：3年以下の懲役または50万円以下の罰金

携帯電話使用等の禁止

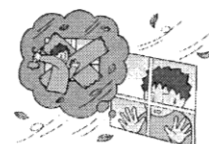
走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視するもの

- 携帯電話使用等：6月以下の懲役または10万円以下の罰金



○避難指示で必ず避難～避難勧告は廃止です～

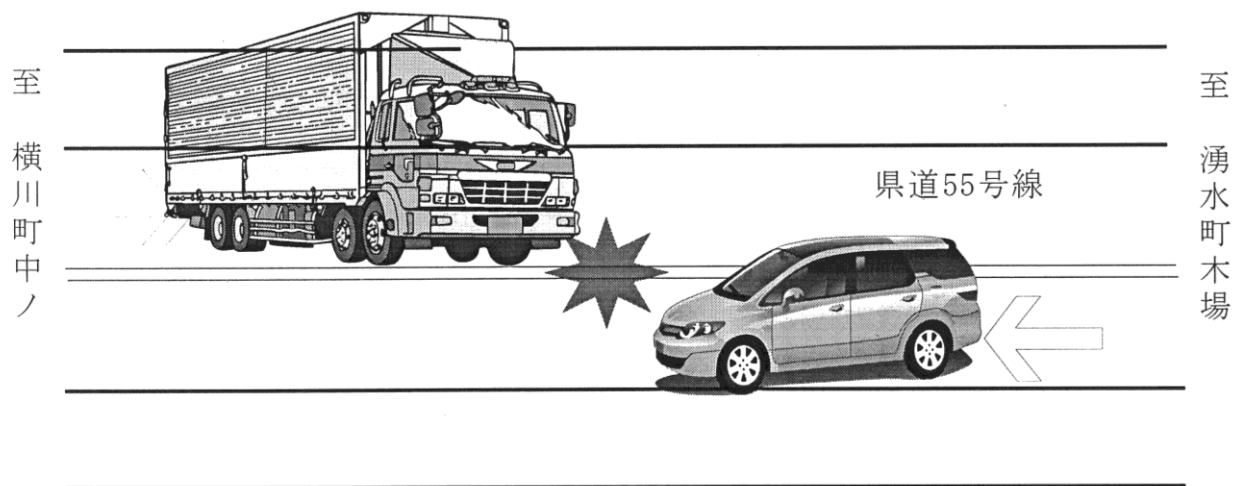
警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	<u>緊急安全確保</u> 【警戒レベル4までに必ず避難】	<u>災害発生情報</u> (発生を確認したときに発令)
4	<u>避難指示</u>	<u>避難指示（緊急）</u> <u>避難勧告</u>
3	<u>高齢者等避難</u>	<u>避難準備</u> <u>高齢者等避難開始</u>
2	<u>大雨、洪水、高潮注意報</u>	<u>大雨、洪水、高潮注意報</u>
1	<u>早期注意情報</u> (気象庁)	<u>早期注意情報</u> (気象庁)



交通死亡事故発生

～栗野交番の管内で交通死亡事故が発生しました～

日時 : 令和7年4月24日午前零時過ぎ
場所 : 鹿児島県始良郡湧水町米永の県道55号線
事故形態 : 大型トレーラーと普通乗用自動車の正面衝突事故
天候 : 曇天



県警では、交通死亡事故根絶に向け

○プラス1運動（もう一度左の確認、明るい服装を+1、夜行反射材を+1）

○3ライト運動（早めの点灯、上向き点灯、トンネル内点灯）

○します・させます運動（シートベルトの全席着用）

などさまざまな運動を実施しています。

みなさん、「事故を起こさない」「事故に遭わない」ために今一度交通ルールをしっかりと理解し、安全運転を心がけましょう。

